

## 刑法改正に伴う神奈川県青少年保護育成条例及び施行規則の一部改正

### 1 施行規則の一部改正

#### (1) 改正内容

規則第3条第1項第2号中「強制性交等」を「暴行又は脅迫を用いて行う性交、肛門性交又は口腔性交」に改める。(表現の変更のみで、対象とする範囲には変更なし)

#### (2) 改正箇所

##### 第3条第1項第2号イ

新	旧
第1条～第2条 (略) (有害図書類とする図書類等の内容)	第1条～第2条 (略) (有害図書類とする図書類等の内容)
第3条 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。 (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの ア (略) イ <u>暴行又は脅迫を用いて行う性交、肛門性交又は口腔性交その他の陵辱行為</u> ウ (略)	第3条 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。 (1) (略) (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの ア (略) イ <u>強制性交等その他の陵辱行為</u>  ウ (略)
2 (略)	2 (略)
第4条～第22条 (略)	第4条～第22条 (略)

#### (3) 公布・施行日

令和5年11月17日(金)

#### (4) パブリック・コメント(県民意見募集)

- ・募集期間：令和5年9月12日(火)～令和5年10月11日(水)
- ・結果公表：令和5年11月17日(金)
- ・提出意見：1件(その他(質問等))

(強制性交から具体的な記述に変更することで、それ以外が適用外となるのではないかとの意見。「県の考え方」として、もともと刑法内で定義づけられていた文言をそのまま落とし込んだものであり、改正前後の規制対象の範囲は変更ない旨を記載。)